

門真地区保護司会

1 沿革・歴史

(門真地区保護司会 50 周年記念誌より一部抜粋)

終戦後、昭和 24 年 7 月 1 日に犯罪者予防更生保護法が制定。当時の門真市は、昭和 14 年門真村から門真町として町制を布いてから約 10 年後の頃であった。

昭和 25 年 5 月 25 日に保護司法が制定。「北河内少年保護区 (枚方市・守口市・北河内保護区)」少年一体の保護司でありながら、戦後成人は警察署管轄区域、少年については北河内保護区 (枚方市・守口市・北河内部内の地域)をそれぞれ担当しており、保護司数も少年担当保護司 29 人、成人保護司 43 人であった。

昭和 28 年 7 月保護司法一部改正に伴い、少年保護司と成人保護司を統合。昭和 29 年執行猶予者保護観察法が制定。

昭和 31 年 9 月 30 日に町村合併促進法により 1 町 3 村が合併して新しい門真町が誕生。昭和 38 年 8 月 1 日、大阪府内において 27 番目に人口 66,582 人をもって単独で市制を施行。これに伴い、北河内保護区より分離し、入江 端関氏他 2 名が大阪保護観察所に赴き認可申請を行い、昭和 42 年 9 月 10 日門真地区保護司会を会員 19 名で発足。

平成 10 年 5 月に保護司法の改正、6 月には門真地区 BBS 会設立。平成 11 年 4 月 1 日に保護司会が法定化され、威厳ある保護司会の象徴『会旗』を平成 11 年 3 月作成、6 月門真市役所に更生保護事業協力相談室の新設 (犯罪者の保護者及び対象者の諸問題、相談室を開設)。11 月門真地区協力雇用主会設立 (20 事業者、責任者 20 名)。さらに法定化に伴い門真地区保護司会は、犯罪予防活動における充実 強化を目指して各種団体に対し積極的に働きかけるとともに、各部会活動を組織的に展開し、地域 活動にも盛んに参加。また平成 12 年 10 月には、門真地区保護司会の名誉事業として大阪更生 保護大会を門真市に誘致促進し門真市民文化会館ルミエールホールにて盛大に開催する。

更生保護にかかわる司法改正については、少年法が平成 12 年に刑事処分の可能年齢が「16 歳以上」から「14 歳以上」に引き下げになり、16 歳以上の少年が故意の犯罪行為で被害者を死亡させた時は、検察官への逆送が原則。また警察官が触法少年の疑いがある者を発見した場合の任意調査権を明確にして少年や保護者を呼び出して質問できる権限を平成 16 年に成立。また平成 16 年秋には「犯罪被害者等基本法」が成立。平成 19 年には少年犯罪の凶悪化や低年齢化に対応するため、少年院送致の年齢下限を現行の 14 歳以上から「おおむね 12 歳以上」に引き下げる。(殺人事件等一定の重大事件において少年の心身に影響がないと判断された場合、被害者が少年審判の傍聴をできる制度を創設。)少年の福祉を害する成人の刑事事件 (未成年者喫煙禁止法、未成年者飲酒禁止法、労働基準法、児童福祉法、学校教育法に規定される)が家庭裁判所から地方裁判所に移管。平成 20 年 6 月には更生保護法施行。(これまでの犯罪者予防更生法・執行猶予者保護観察法が整理、統合され、保護観察における遵守事項を整理、拡充させるとともに、受刑者等の社会復帰のための生活環境の調整を一層充実させ、また犯罪被害者が関与する制度を導入。)

また法務省は、更生保護活動の推進のため、平成 20 年よりサポートセンターの設置を試み、平成 23 年には通達を出し設置を呼びかける。当地区に於いても平成 25 年には設置準備委員会を立ち上げて種々検討し、平成 26 年 7 月 8 日門真市更生保護サポートセン

ター仮開設、平成 26 年 10 月 1 日門真市更生保護サポートセンター開設開催した。またこの年の少年法改正では、18 歳未満の少年に対し、無期懲役に代わって言い渡せる有期懲役の上限を、15 年から 20 年に、不定期刑も「5 年～ 10 年」を「10 年～ 15 年」に引き上げる。さらに平成 28 年 6 月 19 日から施行された「刑法等の一部を改正する法律」及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部執行猶予に関する法律」。刑の一部執行猶予制度施行。刑の一部執行猶予制度による対象者に処遇プログラム等による措置等が追加、平成 28 年 12 月に再犯防止推進法が施行され、平成 29 年 7 月には性犯罪厳罰化による改正刑法が施行されて犯罪予防も強化された。

平成 28 年に門真地区保護司会設立 50 周年記念準備委員会を組織し、現在の保護司会活動に沿うように会則等を見直し、また記念事業を計画立案する。その後平成 28 年 12 月 14 日には再犯の防止等の推進に関する法律(この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。)が施行され、門真市においても再犯防止推進委員会が設置され、平成 3 年再犯防止推進計画が告示される。さらに平成 4 年 4 月少年法一部改正により少年法の適用年齢は引き下げず、20 歳未満の全事件を家裁に送る仕組みは維持する。一方で 18、19 歳を「特定少年」とし、家裁から原則検察官に送致(逆送)し、20 歳以上と同じ刑事手続きを取る事件を拡大。現行の殺人や傷害致死などに、強盗や強制性交などが加わる。

このように様々な司法の改正に伴い 門真地区保護司会は、大阪保護観察所と連携して毎年事業計画を作成し、切磋琢磨に研修会を開催し、研修を通じて更生保護活動を実施しています。

(門真地区保護司会 50 周年記念誌より一部抜粋)

◎組織及び活動状況

(1) 三役会

会長・副会長・会計にて、保護司会運営について大阪保護観察所、大阪府保護司連合会等の関係団体と連携して協議し、必要な方を招集して意見をいただきながら理事会へ保護司会 運営について提案する。

(2) 理事会

理事会にて、三役会からの提案を検討し、決議をとおして保護司会運営を実施する。

(3) 部会活動

ア 総務部

総会の開催に関して、事業報告・決算報告・事業計画案・予算案の立案及び検討を行い議案書の作成、名誉会員との連絡を密にすることも配慮する。

イ 研修部

地域別定例研修会(年 4 回実施)を円滑に行うため、事前に部会を開催し、討議する。また、新人保護司への研修会を実施する。

ウ 広報部

各種団体との連絡調整や犯罪予防活動、更生保護大会に関することのほか、平成 11 年 1 月より『門真地区保護司会だより』を年 2 回発行している。また、『社会を明るくする運動』門真市実施委員会と連携を図り、『社会を明るくする運動』を広く周知するため積極的に啓発活動をする。

エ 組織部

保護司会の運営等についての相互理解し協力雇用主会等との研修会及び開拓に努める。また更生保護女性会が行う行事への協力及び B B S 会の組織充実と育成に努める。

(4) 自主研修会の開催（年 2 回実施）

4 部会交互に自主研修会を企画主催し、更生保護にかかわる様々なテーマで講師をお招きして、会員相互の士気高揚を図るための勉強会を実施している。また、「生きる力をつける支援のために」（日本更生保護協会発行）保護司面接のための S S T（ソーシャル・スキルズ・トレーニング）研修を体験実施した。この S S T 研修とは、対象者の対人行動能力を伸ばすように支援する方法の訓練です。研修では、S S T DVD 鑑賞して講師とのスキル実践をし、そして各保護司が対象者役と保護司役と分れ、互いの立場になって対象者の面接指導や対人行動能力を伸ばすようにロール・プレーを実践し訓練している。

(5) 『社会を明るくする運動』

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動である。当保護司会では、各種 23 団体と協力し、京阪電車の各駅（門真市・古川橋・大和田）において、ティッシュ等を配布し、街頭啓発活動を毎年行っている。また、門真市『社会を明るくする運動』実施委員会からも多大な御協力をいただき、門真市内の各事業所へポスターの掲示、市の広報紙『かどま』への啓発記事掲載、PR に努めている。

(6) 管外研修

設立当初より毎年、会員の研修と親睦を兼ねて 1 泊又は 2 泊で管外研修を行い、また日帰りでの管外研修も行い、裁判所等及び施設（児童自立支援施設等や少年院・医療少年院・刑務所・医療刑務所などの矯正施設等）を訪問し、その現状を把握する機会を設けている。

(7) その他

ア 門真市内の中学校との協議会を実施

門真地区保護司会では、毎年各中学校の校長、教頭、生活指導担当の方と校区の保護司との協議会が開催され、学校の状況や子ども達の現状、地域の問題点など、情報交換を通して健全育成に寄与します。また、保護司と生徒との進学面接の練習を実施して応援します。

イ 門真地区少年補導員連絡会との補導協力にて青少年非行防止活動を実施

門真地区保護司会では、毎年少年補導員の補導活動協力を掲げて、門真少年補導員連絡会・門真地区少年補導員・門真警察少年課・枚方少年サポートセンター・各中学校生活指導担当教諭の皆さんと各中学校校区内の児童生徒の溜まり場を合同巡視して、青少年非行防止活動を実施しています。

ウ 中学校での薬物乱用防止活動講演会の実施

平成 27 年 12 月 4 日(金)門真市立第四中学校体育館にて、3 年生 5 クラス生徒 162 名・1 年生 5 クラス生徒 153 名を対象に門真地区保護司会第 1 回薬物乱用防止講習会。テーマ「薬物乱用と健康について」講義し、覚せい剤の恐ろしさについてビデオ鑑賞、タバコ等の断ることの大切さを身につける為に生徒・先生・講師とのロール・プレーを実施して、生徒達に薬物の危険と薬物の断り方を考えさせる講習会を実施。また、中学校での薬物乱用防止活動講演会を実施開催しています。

エ 門真市更生保護サポートセンター運営

門真地区保護司会の事業計画の一つである門真市更生保護サポートセンターは、平成 26 年 10 月 1 日(水)より開設して大阪保護観察所の選任による企画調整保護司 28 名で運営委員会を構成して門真市更生保護サポートセンターを運営し、更生保護女性会と共に連携して活動を進めています。

オ 『社会を明るくする運動』チャリティゴルフ大会

門真地区保護司会ゴルフクラブは、親睦を目的に有志保護司により毎年 4 月にゴルフクラブ 四条畷にて大会を開催し『社会を明るくする運動』チャリティゴルフ大会への委員を選抜して『社会を明るくする運動』チャリティゴルフ大会(大阪の保護司が親睦と連携を図り、更生保護 事業推進のためにと、毎年飛鳥カントリー倶楽部で行われている大会)への参加をしています。

カ 河北ブロック連絡協議会

河北ブロック連絡協議会(門真地区、守口地区、寝屋川地区、交野・枚方地区、四条畷・大東地区)への役員参加、互いの役員間での情報交換を通じて更生保護活動の連携に努めます。

キ ミニ集会の開催

門真地区保護司会では、市内の各校区で保護司によるミニ集会等を開催しています。